



令和5年度説明会及び情報交換会開催のご報告

「令和5年度説明会及び情報交換会」を3月1日、東京都千代田区の法曹会館において開催致しました。当協議会会員等62人の方々にご参加いただきました。

来賓として、農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐の瀧山幸千夫様、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）肥飼料安全検査部肥料管理課長の杉村靖様にご出席頂き、肥料法の改正等についてご説明いただきました。

説明会終了後には研修会として、朝日アグリ株式会社開発部長の小林新様に「朝日アグリにおける堆肥活用等 地域資源活用の取組み」を演題にご講演いただきました。



富田一志会長あいさつ

ここ数年、コロナや紛争、大規模災害等予期せぬ事態が連続して発生しており、年々変化のスピードが加速していると感じておられる方も多いと思います。そうした中で、経済面では日経平均株価が史上最高値を更新し、バブル絶頂期の最高値で、数年前までは絶対に超える事がないと思われていただけ、隔世の感があります。

スポーツの世界では大リーグの大谷選手が日本人初の本塁打王のタイトルを獲得し、ドジャースに移籍しました。野球以外でも女子卓球など多くのスポーツで日本人選手の活躍が目覚ましく、経済や文化面だけでなく、“日本の計り知れない底力”には目を見張るものがあります。

一方、世界情勢に目を向けてみますと、ウクライナやパレスチナなど世界各地で侵攻や紛争が続いており、その状況に心を痛めると同時に、平和の重要性を改めて認識させられます。



今年は、ロシア、アメリカ大統領選と世界で大きな選挙が予定されており、地政学リスクは日本にも大きな影響を与える可能性があります。また、地球沸騰時代とも呼ばれる温暖化の影響により、自然災害の大規模化・多発化が常態化しており、

人類にとって温暖化対策は待ったなしの状況になっております。

このように世界情勢は先行き不透明感が増しており、気持ち重いものになりやすい状況ですが、家庭園芸には植物に触れることで人々の心に喜びや癒やし、潤いを与え、人としての幸福感を味わわせてくれる素晴らしい特性があります。先行き不安感が増すこの時代に、その特性の重要性が日に日に高まっていると感じております。

当協議会は、①法令を遵守した家庭園芸用の肥料・用土製造の関連情報を会員間で共有すること、②消費者が安心して使用できる情報を提供することなどの活動を行っておりますが、昨年7月に設立40周年という大きな節目を迎えることができました。次の50周年に向け、協議会設立目的に沿った活動を継続していくとともに、誇らしい特性を持つ家庭園芸事業の発展に貢献して参りたいと考えております。

来賓祝辞

農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐
瀧山 幸千夫氏



肥料につきましては明治のころから肥料制度がございまして、時代時代で肥料の制度はその時代に合ったものとして変わってきたものです。最近の大きなところとしては令和元年に肥料制度の見直しということがありました。

それから肥料の高騰であったり、海外からの原料調達不安定から、国内の未利用資源をもっと使っていこうという話があるところでございます。特にりん資源については下水汚泥

を、もっと使いやすくして日本国内の未利用資源の有効活用を進めていこうと取り組まさせていただいた菌体りん酸肥料。時代のニーズに合わせて制度を変えているというところです。

ただそのような形で制度は変わってきますけれど、やはり安全性は非常に重要と考えております。われわれとしては使いやすくするとともに安全性をしっかり守りながら、最終的に農業者の皆様、もしくは家庭園芸であれば一般の消費者の皆様、そういった方々が安心して使える肥料を供給できるような体制を引き続き進めていきたいと考えています。



横浜F&Gフェスタに出展PR

5月3～6日まで、パシフィコ横浜にて開催されました「横浜フラワー&ガーデンフェスティバル2024」に協議会としてブース出展しました。ブース内には会員各社の商品を表示し、多くのお客様に「園芸肥料と用土のABC」ブックをお持ち帰り頂きました。

説明会

菌体りん酸肥料規格制定後の状況及び今後の動向 保証票表示の留意点（経過措置期間終了を踏まえて）

■肥料をめぐる情勢

原料については、尿素、りん安、塩化加里。全て日本国内で調達でなく、海外からの調達となっています。特にリンとカリについては国内では調達が難しいので、海外からの輸入に頼らざるを得ない状況です。、国際的な情勢、そういった中で影響を受けやすいのが肥料の原料です。例えばウクライナ、コロナ、ここ数年の間においても非常に高くなっています。とにかく肥料の原料については海外の依存が高く、海外情勢によって大きく影響を受けやすいというところが現状です。

まさに今、食料・農業・農村基本法というものが今通常国会に提出されているところですが、食料安全保障、日本国内で農業を持続的、継続的にできるようにするためにはいろいろなあるんですけども、堆肥とか下水汚泥資源の利用拡大。要は国内の未利用資源をしっかりと使っていくと、今後の基本計画に位置付けられている非常に重要な要素の一つということになります。

また、みどりの食料システム戦略。2050年に輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用料30%低減ということですが、そのためには堆肥・下水汚泥資源の割合をリンベースで現行の25%を2030年に40%に上げようと農林水産省で取り組んでいます。

堆肥や下水汚泥資源を使うにはどうすればいいのか。われわれ消費安全局は、制度的なところで、堆肥とか下水汚泥の肥料利用の拡大に貢献できることがあるのではないかと考えて、指定混合肥料の創設をさせていただきました。普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壤改良資材。この辺りは農家さんが使いたい資材のラインアップですけれど、従来であるとこれらを別々に2回やらなければいけない。そういったことが1回でできるようにするというのが、指定混合肥料。これまで配合できなかった肥料同士を配合できるようになったのがポイントで、令和2年12月に施行させていただきました。

もう一つが下水汚泥資源の有効利用ということで、菌体りん酸肥料の創設です。従来から汚泥肥料というものがありました。汚泥肥料は品質にばらつきがあって成分保証ができない、もしくは他の肥料との混合を禁止しているということがありましたので、どうしても使い勝手がよくなかった。

今回の菌体りん酸肥料では品質面を徹底的に管理する。具体的には年4回以上必ず分析しなければならぬ。もしくは原料段階を含めて何か問題があった時にはそういった物を入れないとか、原料に入る可能性があるならばその都度分析を増やすとか、品質を徹底させる。これによって成分保証できるようになり、他の肥料との混合ができるかたちを作りました。

菌体りん酸肥料の品質管理の徹底とは具体的にどういうものか。どういった原料でどういうことをするのか、分析はいつやるか、誰が工程において責任を持つのか、不良品があったときにどう処理をするのか、そういったことの全て計画を作っていた。その計画を作る責任者、計画通りに実行されていることを監視する責任者、これを品質管理計画責任者という名前にしています。そういった人を必ず設置しなければいけません。

原料管理もしくは分析、職員に対する教育訓練、こういったものを含めて計画を作っていた。その計画をFAMICが確認させていただいて確認書を発行。確認書を発行できると初めて菌体りん酸肥料と登録できる。従来の肥料の品質管理というものを制度レベルで義務付けしたのが菌体りん酸肥料です。責任者の明確化と原料の管理・分析が大きな特徴です。

ぜひ菌体りん酸肥料もしくは堆肥とか未利用資源についてうまく活用して、これまでなかなか使いたくても使えなかった方々にうまく肥料が届けられる。そういう形で今日ご参加の皆さんはぜひご検討いただければと思っています。

未利用資源のさらなる活用が必要です。海外からの輸入に頼っている状況で、ずっとこのままでもいいということでございませぬ。例えばリン回収なんかもその一つになるかと思えます。汚泥からリン成分を取り出したもの。純粋な化学物質ですけれども、もとは未利用資源を使っている。こういったところを色々考えていかなければいけません。

でも活用には品質が確保されているとともに安全性も確保しなければいけない。消費安全局は名前の通り安全等を扱っているところですので、そういった安全性に関する調査をしっかりやらせていただいて、規格に反映させていただきたいと思っています。

■指定混合肥料の概要と保証票表示の経過措置

指定混合肥料を令和2年12月に創設させていただきました。従来の指定混合肥料を拡張するような形で創設されたもので、指定混合肥料、指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、土壤改良資材入り指定混合肥料の4つにカテゴライズされるというものです。

特に指定化成肥料、普通肥料と特殊肥料を混ぜたもの、さらに土壤改良資材を混ぜたもの。新たに作れるようになった肥料のカテゴリーです。

普通肥料と特殊肥料については、その前に創設した混合堆肥複合肥料はありましたが、こちらは登録の肥料だったのでメーカーで登録を取らなければならず、高負担なところがあったと聞いています。特殊肥料等入り指定混合肥料は届出でできる肥料ですので、使いやすくなったというのが今回です。

指定混合肥料は何でも混ぜられるように見えるのですが、当然ながら色んなルールがあります。まず、混ぜてはいけない原料がいくつかありま

す。一つ目が水濡れ等で当初の品質が保てないような肥料。また肥料の品質を低下させる異物。あと硝酸化成抑制剤が使用されたものはだめです。ただ一部のもの、ジシアンジアミドとかを使った肥料は原料にしてもいいとなっています。

あとは汚泥肥料とか特定普通肥料。またBSE関係で牛由来の原料を原料とするもの。ただ摂取防止措置を取ったものはいいです。

一部要件を課しているものとして、液状の肥料を原料とする配合、もしくは強アルカリ性の反応を起こすような肥料。こういったものはいわゆる4週間ルール、ある一定の調査試験をすることによって配合を認めるというものです。

今後は指定混合肥料に使用できるものです。まずは土壤改良資材入り指定混合肥料という肥料の種類があります。使えるものは地力増進法で定められている政令の指定土壌改良資材9種類です。

使用できる材料。肥料を作る上では粒状化促進剤や固結防止剤とかさまざまな材料が使われると思うのですが、指定混合肥料においても一定の種類の制限と使える量を定めています。

指定混合肥料の手続き関係です。生産する1週間前までに届出をしてくださいます。届出については国にするものと都道府県にするものがあります。国に届出するものは、まず一つ、輸入肥料です。輸入する肥料は全て国の届出になります。もう一つ、国登録の肥料を1個でも使っていればそれも国の届出肥料になります。逆に、輸入でもない、国登録の肥料を一切使っていないということであれば都道府県への届出となります。

どういった場合に新たに届出をしないといけぬのか。基本的には指定混合肥料の中でも特殊肥料等入りと土壤改良資材入り指定混合肥料にフォーカスしてお話します。

土壤改良資材入り指定混合肥料は成分保証できない肥料です。保証ではないのでそこでは区分できません。では何で区分するのか。

特殊肥料等入り指定混合肥料に土壤改良資材を入れると、土壤改良資材入り指定混合肥料になるので、そうしたら肥料のカテゴリーが変わっているの届出が必要で、土壤改良資材入り指定混合肥料に特殊肥料を入れても変わらないので、この場合は届出がいらない製品になると思います。

使用しなくなった場合はどうなるのか。普通肥料、特殊肥料、指定土壌改良資材の3つを使って土壤改良資材入り指定混合肥料を作っている場合、その中で特殊肥料だけやめても肥料のカテゴリーは変わりませんので届出は不要。土壌改良資材をやめると、普通肥料と特殊肥料しか残らないので特殊肥料等入り指定混合肥料になります。肥料のカテゴリーが変わるので新たな届出が必要。このような形で肥料のカテゴリーが変わるのであれば届出が必要という整理がまず一つです。

もう一つありまして、原料の構成割合が大きく変わった場合に届出を取り直してください。まず単純な例ですけれども、特殊肥料等入り指定混合肥料において、保証票に普通肥料何割、特殊肥料何割といったことを書いていただきますけれども、何割というのはルールがあります。±10%の許容差を設けています。

例えば普通肥料5割というときには、普通肥料が実際に配合しているのは40%から60%までの間です。その間のものが5割と書いてもいいということです。逆に言うと40%のものは3割とも4割とも5割とも書いていい。

15%だったら5%から25%までなので、1割なのか2割なのかということが言えるということです。そういう±10%のところには許容差があつて何割ということになっています。

許容差を考えても割合の表示を維持できないのは大きな変更。原料が大きく変わった、保証票の割合表示を修正せざるを得ないくらいに変えてしまっているので届出が必要となります。表示の割合を変える必要があるかないか、そこが分かれ目で原料の大きな変更とはそういうことです。

保証票の割合を変えるか変えないか、銘柄を届出するかしないかの一つの分かれ道と思っていただければ。もちろん、別の銘柄にしてやれば全然それは構いません。同じ肥料として維持してできるかどうかという観点で話をさせていただきます。

主成分の含有量はどのように表示するのか。例えば義務表示と任意表示と2つあります。まず原料において保証している成分もしくは特殊肥料で表示している成分、これは必ず表示してください。それ以外の成分、例えば分析したらカリも出ている。窒素とリン以外はもともと原料の肥料に表示されていないけれどカリはどうすればいいのかという時に任意表示。書いても書かなくてもいいということです。

あと成分にも許容差があります。成分の表示についても、主成分の種類によって違うのですが±何%以内であれば表示を変えなくてもいいという許容差です。

■経過措置

経過措置の話です。経過措置はいくつかあり、すでに終了しているものもあります。

まず保証票の肥料の種類に関するものです。令和3年12月に公定規格を大きく見直しさせていただきましたけれど、それまで副産窒素肥料という肥料がありました。今でもまだ登録維持されている方がいるかもしれませんが

れども、副産窒素肥料は今、副産肥料ということで統合されました。

それを原料に使った副産窒素肥料の表示どうすればいいのか。基本的には令和3年12月以降に更新したら、更新した時から新しい表示、副産肥料に直してください。ただ令和6年12月までは経過措置があるので、本来であれば副産肥料に更新しなければならぬのですけれど、事情があれば3年以内は副産窒素肥料の表示をしてもいいという時限的な経過措置が設けられています。

続きまして、肥料の種類名は変わらないけれども、ということなんです。乾燥菌体肥料というのが令和3年12月以前も以降も肥料の種類は変わりません。ただ細かい話をすると、今まで乾燥菌体肥料というのは原料の表示が不要だったのですけれど、令和3年12月に原料の表示のルールが変わって、すべて使った原料は書かなければいけないとなっていて、いつから書かなければいけないのかということです。これも基本的には12月以降に更新した後は全部書いてください。ただし3年間の猶予期間あります。今年の12月までは乾燥菌体肥料が原料表示はなかったとしても、それ自体は違反にならないという措置です。

次に指定配合肥料の原料をどう表示するのか。今でも指定配合肥料もしくは指定混合肥料の原料については全原料表示が原則です。例えば、副産窒素肥料A、副産窒素肥料Bの2つを使って指定混合肥料を作っている時に、片方の副産窒素肥料、片方の副産肥料が今まで副産窒素肥料で一緒でよかった

のに副産肥料と副産窒素肥料を並列で書かなければいけない。紛らわしいですよ。

簡単に言ってしまうと、副産窒素肥料は今の表示は副産肥料でも副産窒素肥料でも次の更新で副産肥料に変わるというルール上決まっているものについては、先取りして副産窒素肥料を保証票に書いてあるものも自分の肥料の原料に使うときに副産肥料と書いて構わないということです。

経過措置のもう一つ。最後は細かいことです。フォントの大きさとか、「主要成分の含有量」を「主成分の含有量」に直さないとか色んな細かい法案。ただこれらについては当面の間は従来の表示でもいいと書いてあります。当面の間、実は期限がありません。なので永遠にやろうと思えばできなくもないのですけれど、そこはお願いベースですけれど切り替えるタイミングでこういった表示はできる限り更新していただきたいので協力いただければと思います。

被覆関係の肥料については被覆材にこういうのを使っていますと表示してくださいとルールがあります。経過措置はありましたが令和4年5月に公布して11月に施行。それから1年間は経過措置で書かなくて良かったのですけれど、経過措置も昨年終わりました。ですので被覆肥料を原料として使う場合はその被覆材について表示をしていただくようお願いいたします。指定配合肥料の原料で使っている場合でも原料に使用された肥料となっているので対象になりますので、ご注意くださいと思います。

講演会

朝日アグリアにおける堆肥活用等 地域資源活用の取組

朝日アグリア株式会社 開発部長 小林 新氏



今日のお話ですけど、一つは肥料情勢、過去と直近の高騰の仕組みの違いとか類似性について触れていきたいと考えています。2番目は、当社、堆肥活用銘柄のナンバーワンのメーカーだと自負しておりますが、この堆肥活用の現状、また課題みたいなものを触れていきたいと思っています。それと最後に当社は色んな原料を探索して試して製品化していると、こういうDNAを持っています。挑戦と書いておりますけれど、直近の菌体りん酸肥料の流れ、ここをどう捉えていくかということを皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

■厳しさを増す肥料情勢

肥料の価格高騰ということで、前回2008年、直近で2020年。この12年間で何が違って何が変わらなかったか。これが今回のテーマです。2020年の高騰の前段の2008年に何が起きたか。普遍的な要素としては世界の人口増加、

そして中国の経済発展が遠因になっています。

原油市場が高騰すると何が起ったのか。バイオエタノールの市場が盛んになったということがあります。バイオエタノールはサトウキビ、トウモロコシ、ここから作れるような流れとなります。トウモロコシ一辺倒になっていった。トウモロコシ、サトウキビについてはNPKでだいたい10%あたり15%ぐらい食う。従ってこのような作付けを転換することによって肥料の需要が高まるということ。これによって肥料の原料価格が高騰して、価格の上昇の大きな要因となります。

一方で重油等の燃料費が高騰することによって、運賃、製造諸経費も上がってくるということでダブルパンチ、トリプルパンチで高騰が起きたという流れになっています。これが2008年に起きたことです。

実は世界の穀物消費量は食用から畜産物へのシフト、さらにバイオエタノール需要によって、1.3倍に増加しました。特に中国がポイントになります。トウモロコシの生産量は2008年当時国内で自給できたんですね。それが2020年になると輸入国に変わってしまい世界の穀物の需要を増大させているということになります。

ここで何が起きたのかということ、中国の食肉の需要が1.3倍まで増大しています。肉を作るのに穀物が必要、こういう当たり前の図式ですね。

どんどん大規模化・近代化することによって、これまで残飯を与えていたものが穀物を使った農耕飼料を使うようになる。これによって穀物需要が増大する。さらにバイオエタノールの需要も1.3倍になっています。

このことを一度整理させてもらうと、今回の高騰の要因は前回と同様の背景があります。共通要因としては、世界人口の増加、BRICSを中心とした経済発展、穀物の需要増による高騰、エネルギー需要増による高騰の流れと、バイオエタノール需要増加、肥料原料の海外依存、ソースの偏在、海上運賃上昇、こういう共通の要因がある。

国内の肥料の需要動向は今どうなっているのか。現在の需要の中での一番大きいのは化成肥料に代表されるようなNPKが入った複合肥料。これが需要のベースになります。さらに化成肥料においても過去は過りん酸石灰をベースにした低度化成と言われるものが主流でした。現在は主力はオール14。これが需要の主力。そこにさらに尿素を加えて48と言われる16-16-16。これもかなりの数字を稼いでいるということになります。ベースになるのは硫安、DAP、塩加、それに尿素を加えるということで、これらはその化成肥料が主力を占めている時代においてはなかなか国内の未利用資源、ほとんどが成分が低いという現状になりますので、ここに原料として組み込む

のは非常に難しくなる。従ってこの高成分化している今の時代の中で国内資源を使い倒すということであれば、低成分化の流れを製品段階でまず市場を作る必要があるということが、ここで申し上げたいことです。

2008年の高騰で何が起ったのかということ、今回の高騰と合わせて、将来を予測してみたいと思います。2008年の高騰時にいきなり化成肥料がダウンした。ダウンしたまま戻らないということが起きています。この需要はどこに消えたのかということですけども、当時私も全農にいましたが、この時やったのはPK成分に代表されるような低PK化成、この推進をやりました。この時に原料で使ったのが鶏糞灰。鶏糞燃焼灰を使うことによってコストを下げて、リン酸、カリを減らした、という流れをここで作ったんですね。全農は国内最大のリン安、カリの輸入元なんです。その輸入元がわざわざタコの足のように自らの足を切ってしまった。これはさすがだなと思った記憶がございます。

窒素は作物にとってなくてはならないものです。少しでも下がると収量が下がっていく。反応性もいい。リン酸、カリ、ちょっと乱暴な言葉で言えばあれがいいという、なくてもまあ多少は育つと軽視されているというのが現状です。窒素の高成分化とリン酸カリの低成分化、今の流れの主流でもあります。窒素を上げるために今は被覆肥料に代表される一発肥料化して尿素を溶脱しにくくかつ省力的に撒ける、これがBB肥料の主力銘柄になっています。

我々として大きく問題に思っているのは土づくり肥料です。ようりん、ケイカルが軒並みダウン。こういうものをどんどん軽視されているということが直近の流れとして続いているということです。堆肥の施用量も下がっている。海外の収量基準平均はどんどん上がっている。日本は停滞しているという図式がずっと続いている。

■肥料法改正による堆肥活用の拡大

堆肥活用の現状ということで、当社の今進めている堆肥活用を、お話できればと思います。

堆肥を積極的に活用したいという農家さんがたくさんいらっしゃるけども、堆肥を施用できない現状があります。

背景として肥料法改正、みどり戦略、肥料価格高騰という流れと、さらに食料安保、特定重要物質、行政・全農の方針、こういう流れの中で当社の堆肥活用の銘柄は着実に現在も伸ばさせていただいているというところなんです。

今回の肥料法の改正で我々が今やっているのは堆肥と土づくり、堆肥と基肥、こういう組み合わせの銘柄を多数世の中に出しています。従ってさまざまな土壌改良資材を含めて、この組み合わせの中できかにオールインワン化するか、こういう流れが現在できているということです。

この10年を振り返ってみると1+1は実は2じゃなくって3なり10もあるんじゃないかということもだんだん見えてきたんですね。

連用を続けることによって得られるメリットはかなりたくさんあります。特に生産者の方からよく言われるのは、堆肥って年間10%あたり1tから5tくらい撒く計算ですね。でも堆肥入り化成を毎作撒いてもせいぜい数百%。ぐらいい。数百%で本当に効果があるのかという声を聞きます。結論だけ言うとかなり効果があるんですね。効果があるというメカニズムについてはまだ解明が必要ですけども。堆肥を繰り返し毎作撒くことによる土壌の中のおそらく微生物層が変わったり、継続的に堆肥という有機質が入ることによるさまざまな土の変化が起きていると考えています。従ってこれらのメリットというのが現実的に1+1は2じゃないということを物語っているとご理解ください。

堆肥と言いますけれど、堆肥も一くりにすると本質が見えないんですね。一番厄介なのは牛です。牛の場合は敷料を使うということが大きくて、敷料というのは牛のベッドですから、畜産農家にとって牛のベッドを細かいのに

変えると言っても、畜産経営のほうに影響しちゃう。一方で我々にとってクオリティの高い牛糞堆肥以外は使えないというのが今の立ち位置です。

今我々がチャレンジしているのは側条施肥。これが非常に詰まりやすく、クレームになりやすい。ペレットはほとんど使えない。実際に有機系ものを使おうとするとアグレット成形が必須になるということで、牛糞堆肥でアグレット、B B グレード、これに今チャレンジしています。

先ほど牛糞堆肥の厄介な点を申し上げましたが、牛糞堆肥ほど個性に満ち溢れた堆肥はないですね。選ばれし堆肥は選ばれし農家しか作っていないですから、その農家の層をいかに拡大していくということが現在の課題になっています。水分適性は選ばれし堆肥たちは水分がだいたい40%ぐらい。それを一旦工場に持ち込んでさらに乾燥させて30%以下ぐらいまで落としたものを造粒成形するという流れです。そうしていただくと、こちらへ持ち込む際の運賃がそれだけお金がかからない。そこは生産者と寄り添いながら物流に適した堆肥をさまざまな観点で相談して実現するという事です。

■国内未利用資源の事業活用に向けた挑戦

最後に、国内の未利用資源の需要活用に向けた流れを少し説明して、肥料製品に求められる特性と原料の特性、この2つを整理しましょう。

肥料原料に求める特性も法的・社会的通念、品質、経済面、物流面というようさまざまな特性があって、ようやく肥料原料化ができるということです。ただ、これからご紹介するような未利用資源と言われる肥料原料の安全性については、どれかが外れても、重要なものについては、それが一つでも外れてしまえばもう原料化アウトです。

安全とは何かということで許容できないリスクは何か。まず重要なのはベネフィット、その時代の利益があるのかないのか。それによって安全性の考え方というのは実際には変わってくるんですね。今回価格高騰が起きて国が動いて下水資源を使う、これまでは汚泥肥料として有害成分の規定のみを行ってきたものですが、有効成分を確保できるようにしたということです。我々が今やっている仕事は安全性の確保というのは当たり前、その先に訪れるには生産者たち、消費者の不安とどういう風に向き合うのかというのが、この先に待ち構えていると考えています。

今取り組んでいる焼却灰の分析。凝集剤によってはリン酸と鉄、リン酸とアルミがくっついて不溶化しちゃうんです。不溶化することによってTPを保証していてもそのうちの何割かは効かないリン酸として残る。それをどういう風に考えるか。この先のさまざまな向き合い方と、これはこういう素の状態が使えれば、当然処理コストがあって処分しているわけなんで当然安く買えます。

安く買えますけれどもそれ以上にクオリティを求めようすると下水道行政側のオペレーションそのものを変えてもらわないといけない。高分子系の凝集剤を変えてくださいとか、そうすれば不溶率が上がりますとか、そういうやり取りが必要になってくる。当たり前のように重金属の数値は規制値以下。有効成分との向き合い方がこれまでの汚泥肥料というのは有効成分は保証しなくていいので表示もしなくていいんですね。有効成分とどう向き合うかというのはこれから非常に重要なポイントになってきます。

石巻の話は昨年11月に菌体りん酸1号2号という形で窒素とリン酸を6-5、5-4という形で2銘柄の登録をしました。それらの原料を使って複合肥料のどの製品に使えばこれらを活用できるのかというのを具体的に今検討しています。その中で出てくる課題として一つは特裁対応を県によって、菌体りん酸肥料が特裁には使えないという県があるんですね。その農産物の販売とこれまでは汚泥肥料というものが使えないという県はそれなりにありましたけれども、菌体りん酸に変えてもそれが使えないとなるとその使用の幅

というのは限定される。地域限定になってしまう。ですからその実際の生産側での市場形成をいかに確保していただけるのか。そのためには農産物の販売、そこ部分とどう関連付けるのかというのが今出ている課題になります。それ以外の資源利用の活用、多様な原料を使える素地は確保されています。

人間の営みの中で肥料原料が作られて、それもさまざまな法改正によって肥料メーカーが使える、使いやすいものになっている。それを近郊農業と遠隔地の農業でどうやって融合するかというのが我々広域の肥料メーカーの役割と考えています。

総まとめですけれども、基盤技術がベースにある領域です。その中で土壌環境を良好するための資材、肥料、また国内の未利用資源を使ったさまざまな銘柄。こういうものが展開される。それに対してデジタル技術が配置される。それらの技術を全部トータルにしたのが、これがドローンに代表されるように軽量化の技術を含めてどう肥料と施肥、またはその方法をマッチングさせるのか。それとそれぞれの技術基盤にどういふ変容を促せるか。例えばセンシングAI。こういうものは農場にどう反映するかという流れ。現在はそれを解消するためのGPS付きのブロードキャスターまたは可変式のブロードキャスターができてます。

その結果として次に訪れるのは農業者の笑顔。これをどう実現するか。今日お話しした中身というのはある種、手段の話ですけど、農業者の利益に直結するような、それぞれのトータルの体系が求められます。

説明会 肥料法改正後の立ち入り 検査結果について

令和4年度は307カ所の立ち入り検査をFAMIC等がしまして、延べ85の肥料において違反が確認されています。

どういった違反があったかということで、原料管理が十分でないというところの違反事例です。これが肥料の場合一番多くなります。特に多かったのが原料の記載順位の誤り。原料を変更することがあると思いますが、こういったときに従前の包装袋をそのまま使って表示が間違っているということになると思います。原料の種類名は、原料を変更したときに変更をしなければいけなかったところを対応できていないということだと思います。原料管理簿、製造指図書等、そういった記録を製造する方と保証票を作られる方の連携が取れていないということ、そういったところの情報を綿密に提供していただくことが必要かと思えます。

次に多いのが現在の法令の内容について、どういった対応が必要か十分理解できていないような部分があります。日本国内で流通させるためには必ず届け出か、登録を取ってもらわないといけません。一番多いものは保証票の記載事項の脱落となっています。一部の人が知っているだけでなく、社内で知っている方がいろいろ研修等していただければと思います。FAMICでも研修しているのもで活用していただければ。

次に多いのが実際の肥料の品質。保証成分量不足だったり、有害成分基準値超過。

その他、様式間違いだったり、記載項目では本来定型で記載しなければならぬ内容が書かれていなかったり。帳簿の関係ですと、帳簿の備え付けがないということもありますので、必ず帳簿は備え付けてください。

会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

C&C土づくり推進研究所

新潟県新発田市

090-2980-0789

メール：g.ken.n1956.06@gmail.com

昨年まで法人会員社員で出席させて頂いておりました。今年1月会社を卒業し更に研鑽に励みたく理事の皆様へ御無理を承知で入会希望を打診しておりました所、おかげをもちまして4月1日付で正式に入会を許されました。家庭園芸との出会いは33年前、農業とは22年前でした。全く別物と捉えられがちな両者の共通する知恵・ノウハウの家庭園芸愛好家への情報発信基地として倦まず弛まず日々精進・努力に励んで参ります。

弊社は資源循環型社会の実現を目指し、「堆肥を極める」をスローガンに有機原料と家畜ふん堆肥を活用した粒状有機肥料のトップメーカーです。2020年4月に朝日工業から農業資材部門が分社し、現在の朝日アグリアになりました。主力である生産者向け農業肥料の品質をそのままに、高品質で使いやすい化成肥料、有機化成肥料から堆肥入り肥料、有機100%肥料まで様々な種類・用途の安心安全な家庭園芸用肥料をお届けいたします。

朝日アグリア株式会社

〒367-0301 埼玉県児玉郡神川町渡瀬 222

TEL：0274-52-6530

FAX：0274-52-6583

URL：https://www.asahi-agria.co.jp/

メール：engei@asahi-kg.co.jp

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年(1984)に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒174-0054 東京都板橋区宮本町 39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内

TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 <http://www.a-hiryo-youdo.com/>